

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市滋賀里交流センターの大会議室等の使用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市滋賀里交流センター条例	（条項）第 4 条第 1 項	
基 準 法 令 名	大津市滋賀里交流センター条例 大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則 大津市暴力団排除条例	（条項）第 4 条第 3 項 （条項）第 3 条 第 8 条	
所 管 部 署	市民部自治協働課自治協働係		
標 準 処 理 期 間	7 日	法 定 処 理 期 間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【<input type="checkbox"/>】 ・掲載図書等【<input type="checkbox"/>】 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市滋賀里交流センター条例第 4 条第 3 項各号又は大津市暴力団排除条例第 8 条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とし、同項第 3 号に規定する「その他交流センターの管理上支障があると認めるとき。」とは、大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則第 3 条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるとき。</p> <p>【根拠法令】 大津市滋賀里交流センター条例 （使用の許可） 第 4 条 別表に掲げるセンターの大会議室等（以下「大会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、大会議室等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準法令】 大津市滋賀里交流センター条例 第 4 条第 3 項 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大会議室等の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 大会議室等の施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。 (3) その他センターの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則 （入館者の遵守事項） 第 3 条 センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) センターの施設若しくは設備等を汚損し、又は毀損しないこと。 (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。 (3) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。 (4) その他係員の指示に従うこと。</p> <p>大津市暴力団排除条例 （市の公の施設の使用における措置） 第 8 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申</p>			

請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利用すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。